

## 南小国町景観計画

### 第1章 景観計画の前提

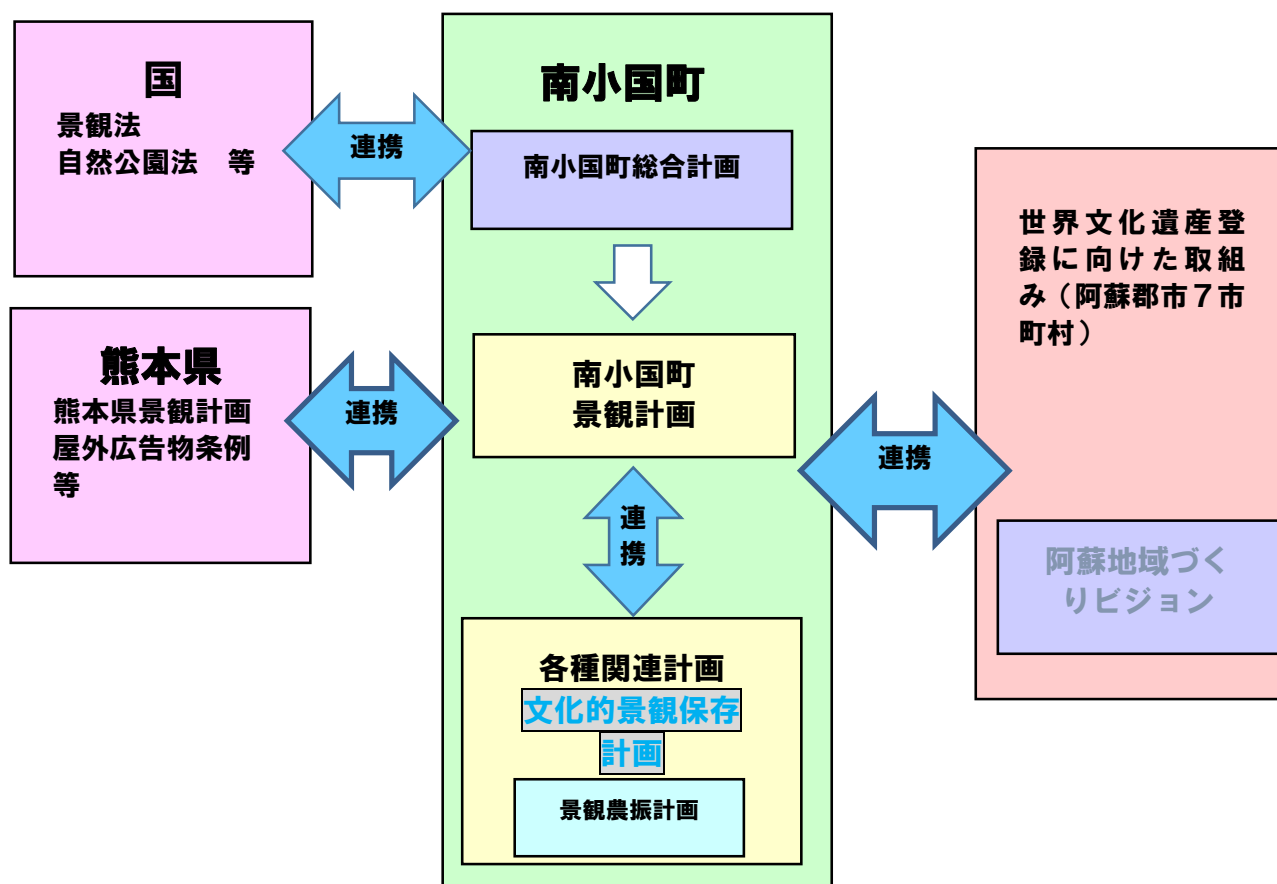
#### 1. 計画の目的

南小国町は、本町の優れた自然環境及び景観保全と秩序ある開発等を図るため、平成12年に「住みよい環境の里づくり条例」を制定し、住みよい魅力ある郷土の実現を目指してきた。これまでの景観保全の取組を踏まえ、本計画は、行政、町民及び事業者の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく行為の規制等に関し必要な事項及び景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、本町の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とする。

また、本計画は、阿蘇地域に広域的に広がる「阿蘇の文化的景観」を活かすため、本町を含む阿蘇地域7市町村で策定する「阿蘇地域づくりビジョン」の主旨を踏まえ、阿蘇地域の持続可能な発展にも寄与するものとする。

#### 2. 景観計画の位置付け

本計画は、「きよらの郷づくり」構想の基本政策の実現に向け展開する施策であり、景観法第8条の規定に基づく計画であり、今後、本計画に基づき、住民や企業等の景観に関する意識の高揚を図り、協働して地域の景観づくりを進めていく。



## 第2章 南小国町の景観の現状と景観形成の課題

### 1. 南小国町の景観特性

#### (1) 自然環境

南小国町は阿蘇外輪山から北へ向かって傾斜する地盤に、幾筋もの川で浸食されてできた地形を呈しており、主に河川の上流域にあたる町の南側地域は広大な草原が広がっている。また下流域である北側の地域には、それぞれの河川の谷間に沿って人々が暮らす集落が点在し、それらを取り囲むように小国杉の山々が広がる。湧水が豊富な地域であり、水田耕作のために多くの水路が造られ、美しい清流が保たれている。手つかずの美しさを誇る溪谷や原生林など、豊かな自然景観を有している。また温泉も各地で湧き出ており、温泉場ならではの自然景観も親しまれている。



押戸石の丘から眺める草原景観



清流の森 筑後川最上流域の水源



管理された小国杉



温泉景観  
すずめ地獄

## (2) 歴史・文化

南小国町の集落の多くには高台からその地域を見渡せる神社が立地するなど、神仏と人々の暮らしが密接な関係をもって育まれてきている。神社仏閣やその境内を囲む杉やケヤキの御神木など、地域の歴史や文化を表現する景観資源も数多く点在しており、吉原神楽などの伝統行事も受け継がれている。黒川温泉をはじめ小田温泉、満願寺温泉など趣の異なる温泉地が点在し、古くから湯治場として親しまれ、現在も観光客で賑わいをみせており、温泉地ならではの景観を呈している。



吉原神楽



市原獅子舞



各集落に点在する神社仏閣 千光寺



満願寺温泉 川湯



中原楽

### (3) 生活・生業

南小国町を特徴付ける景観として人々が長い時間をかけて野焼きなどの維持管理に努めてきた広大な草原があり、放牧地や採草地として現在も野焼きが実施され、阿蘇地方らしい草原景観が保たれている。また、水資源が豊富で用水路が道路に沿って流れ、田や畑への利用はもとより洗い場や防火用水などその地域で暮らす人々の生活の一部として活用されてきた。古い牛小屋や蔵の残る家屋も多く、これらは古くから代を受け継がれてきた暮らしの景観を形成している。



草原を維持するための野焼き



温泉街の風景 黒川温泉



南小国町の田畑を潤す水路と芋車



#### (4) 眺望

南小国町では、瀬の本高原や押戸石の丘など、多様な起伏の地形による山や高台から、阿蘇くじゅう国立公園への眺望をはじめとして、原野、山林、田園から集落まで、優れた眺望を得ることができ、ゆとりと、調和のとれた風景などを体験することができる。



瀬の本高原



小国杉の山々

## 2. 南小国町の景観形成における課題

### (1) 自然環境の観点から

南小国町には豊富な自然環境がもたらす美しい景観が存在するが、その多くは人々の暮らしの中で醸成されてきたものであり、課題についても地域の生活や生業と強い相関関係を持っている。南小国町の自然景観の主となる草原と小国杉の課題については以下「生活・生業の観点から」に記すものとする。

南小国町の豊富な水資源及び温泉資源がもたらす景観については、近年の温泉地の発展及び別荘地の温泉水の汲み上げなどにより、以前と比較すると採水量が減少しており、計画的な資源利用が必須である。また、河川に対する生活雑排水、温泉水などの直接流出など、下水道や浄化槽の設置を進めているものの、依然対応が急がれている。また、河川の護岸整備などにより災害対応を含めた整備を行っているが、河川内へ土砂が堆積し植物が生い茂るなど、景観的観点を含めた対応も求められている。

### (2) 歴史・文化の観点から

国道沿道への店舗の集中や生活環境の変化による中心部の空洞化、また少子高齢化や生活形態の変化に伴い、地域のお祭りや年中行事を縮小あるいは中止する集落が増加するなど、地域の文化継承やコミュニティの維持にも大きな影響が現れてきている。また人口減少により、集落内の清掃活動や地域の神社仏閣などの管理が滞る状況も生じ始めている。

### (3) 生活・生業の観点から

南小国町では人々が永きにわたり生業によって継承してきた自然景観が特徴であるが、その中でも特に景観を印象づける草原において、牧野組合の高齢化や担い手不足によって野焼きなどの管理行為について維持継続が難しくなっている。農業形態の変化によって牛の放牧や採草活動も大きく縮小しており、それに伴う地元の延焼、事故責任への懸念や維持管理に関わる費用負担など、草原管理の負担増大や草原利用の停滞が大きな課題となっている。

また草原と同じく南小国町の景観資源である小国杉についても、間伐等の手入れ不足や全

伐後に再造林されずに放置された林地などが増加している。木材価格の低迷や担い手不足等による経営環境の悪化によって、管理不足の人工林増加による景観の悪化、災害上の懸念が増している。

古くから地域の生業の主体であった農業について、担い手不足や高齢化に伴う農地や農業施設の維持管理にかかる労力が増大しており、イノシシやシカによる鳥獣被害も深刻化してきている。また就農希望者がいても、初期投資への援助が少ない等の受け入れ体制の問題もあり、輸入農作物の流入や農作物の販売価格低迷、生産コスト上昇による、農畜産業従事者の所得減少も深刻化してきており、後継者不足に伴う耕作放棄地の増加も課題となっている。

#### (4) 眺望の観点から

広告物の乱立や新興住宅の建設、未利用農地へのメガソーラー建設等、景観の変容や眺望の阻害が懸念されている。地域の顔となる幹線道路沿道や、観光スポットの周囲の山林の管理不足による眺望の阻害もあり課題解決が求められている。

### 第3章 景観計画区域等

#### 1. 景観計画の区域

景観計画区域は、南小国町全域とする。



#### 2. 景観形成地域の指定

(1) 北外輪山周辺景観形成地域（南小国町エリア）

##### ①景観形成地域の位置と範囲

大字中原地区の南部及び大字赤馬場地区の一部の草原地域

## ②選定の理由

草原地区景観形成地域は、大字中原地区と大字赤馬場地区に位置し、隣接する阿蘇市と一帯となって広大な草原景観を維持している地区である。草原地区の中央部にある押戸石の丘からはほとんど人工物の目に入らない、360度の草原と山林、山々などの自然景観が広がっており、阿蘇地域の大草原をまさに象徴する景観が一望できる。

これらの自然景観は南小国町のみならず阿蘇地域を顕著に特徴付けるものであり、今日もなお人々の手によって維持継承され続けているものである。この景観資源を後世のためにも永続的に維持していくことが、町民の誇りと普遍的な財産を築いていくことに等しいことから、同地区を景観形成地域に指定するものである。

## ③景観形成の基本方針

草原地区景観形成地域は、南小国町の中でも特に景観に対する配慮が必要な地域であり、草原景観は野焼きなどを定期的実施することにより維持されていくものであることから、同地区内における開発行為については、これまで営まれてきた生業に対する敬意と理解とを踏まえたものであることを前提とする。

特に押戸石の丘や沿線道路からの眺望景観を著しく阻害するような開発行為については、その規模や意匠について十分な配慮をするものとし、できるだけ人工物の目立たない現状の景観を後世に維持していくものとする。

その他の事項については別紙1に定めるものとする。



## 3. 特定施設届出地区の指定

景観計画区域のうち、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがあり、景観形成を図る必要があると認められる以下の幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として定めるものとし、将来的に指定を行う予定である。

## 国道 2 1 2 号及び国道 4 4 2 号

### 第 4 章 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針

#### 1. 景観形成の目的

南小国町は、人々の関わりの中で育まれてきた美しい里山景観、集落で大切に受け継がれている歴史、文化、また湧水や山林草原などの雄大な自然、それらを見渡す眺望など、豊かな景観を数多く有している。

これらの優れた資源の保全と創造を図り、住みよい魅力のある郷土の実現に資することを目的とする。

#### 2. 景観形成の基本理念

阿蘇地域の景観の特徴は、カルデラ地形の中央にそびえる阿蘇五岳と、これを取り巻く外輪山の広大な草原にある。火山によって形成された中央火口丘・外輪山に見られるような独特なカルデラ地形、カルデラ底部の平坦部に広がる集落・農地、外輪山から山麓へ広がる大規模な草地、カルデラ底部から外輪山の外へと流れる白川・黒川等の河川から景観が構成されている。

阿蘇の環境は、カルデラ火山という数十万年に渡る自然の営為による基盤の上に、数千年をこえて草原の広がりによって代表される人々の営為が積層し、今なお阿蘇の各地において創意ある手入れが重ねられることによって成り立っている。その背景には、自然、歴史、文化、社会（コミュニティ）、産業（生業）のすべてが有機的に結びついて共生している固有の「つながり」がある。その強さや充実の結果として、固有の「文化的景観」となって表れている。

このような「つながり」の環境を再認識し、歳月を経て築かれ先人から受け継がれてきた阿蘇の全体景観を、表面的ではない総体の環境として捉え、地域のみならず我が国の貴重な共有財産として、地域との協働によって守り、次世代に継承していく必要がある。また、行政や多くの関係者ととも阿蘇の魅力をまちづくりに活かし、阿蘇地域に住む人、訪れる人の感性を育て、暮らしを豊かにしていく、阿蘇地域ならではの環境づくりを行っていく実践活動を展開し支援していくものとする。

こうした阿蘇の文化的景観を構成する本町については、阿蘇外輪山、九重連山の標高 430m から 945m に位置し、起伏が大きく、一部は阿蘇くじゅう国立公園に属しており、町域の約 80% を占める山林及び草原が全体景観の基盤を構成し、その中を筑後川の源流として大小 7 つの川が北へ流れている。これらが自然に恵まれた「きよらの里」の印象を高めており、更に筑後川最上流部となる河川のせせらぎが身近な水辺の景観としてゆとりを与えている。

温泉地にも恵まれ、観光地として賑わいをみせる黒川温泉が立地し、他にも、田の原温泉、小田温泉など、山の中の自然に囲まれた温泉地が存在する。

緩やかで小高い丘に囲まれた平野の中央を河川が流れ、植林された小国杉の山々を背後に立地する集落が南小国町の里山の印象を強めている。また、千年以上前から行われてきたとされる野焼き、人々の営みによって守り伝えられてきた大草原、そこから見渡す阿蘇北外輪



山や五岳、九重連山への眺望を一体的に体感することができる。  
以上より南小国町の景観形成における基本理念を次のように定める。

#### 基本理念（案）

千年の営みによって育まれた景観を、受け継ぎ、磨き、伝える

### 3. 景観形成の基本方針

基本理念の達成を目指して、次のような景観形成の基本方針を定め、南小国町の景観形成を進める。

#### (1) 南小国町の景観の骨格となる「自然」の景観を守り・育てる

南北に連なる九重連山や阿蘇の北外輪山、またそのふもとなだらかに波打つ広大な草原と小国杉、筑後川の最上流域としての豊富な水資源と火山活動の恩恵である温泉など、南小国町にはこの町を特徴付ける豊かな自然景観、そしてこれらを醸成する多様な生態系が無数に存在している。

これらは住む人に潤いと安らぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える源であることから、自然景観を適切に保全し、自然と調和した一体感のある景観形成を推進していく。

#### (2) 南小国町固有の「歴史・文化」資源とその周辺環境を守り・育てる

南小国町には、各集落に大切に祀られる神社仏閣が数多く存在し、今なお信仰やお祭りの中心であり、歴史ある伝統芸能の舞台となる場が、農耕など人々の暮らしと密接に関係しながら、南小国町の個性として形づくっている。

これらは住む人に郷土への誇りと愛着を育むとともに、観光産業の発展にも寄与する財産であるため、貴重な景観資源として守り、後世へと受け継いでいくものとする。

#### (3) 南小国町の耕作地や集落の「暮らし」の景観を守り・育てる

南小国町では小高い小国杉の山々に囲まれた田園と里山風景が人々の暮らしの中で形作られ、野焼きを行うことにより広大な原野が脈々と受け継がれてきている。

このような「農」を感じることでできる景観は、南小国町の人々が永きに亘って築いてきた生活の風景であり、固有の風土の中で形成されてきた原風景ともいえる重要な景観資源であることから、農業振興施策等との連携を図りながら、昔ながらの景観の良さを維持し、生活と調和した農村景観を育てていくものとする。

#### (4) 火山地形の連なりと南小国町を印象づける「眺望」を守り・活かす

南小国町は、太古の火山活動によって形成された波打つ地形や、そこに広がる草原や小国杉をはじめとする山林景観など、豊かな眺望景観を有している。

このような眺望景観は、住む人のみならず訪れる人の心に南小国町全体のイメージとして強く印象づけられるものであることから、主要な眺望点からの景観を保全し、今後も周辺景観との調和を図っていくものとする。

### 4. 公共事業等における景観形成指針

公共事業、公共施設の建築等で町土の景観形成に著しい影響を及ぼすものについて、景観形成のための指針「南小国町公共事業等景観形成指針」を定め、南小国町において公共事業等を行うときはこれを遵守する。

## 第5章 良好な景観形成のための行為の制限

### 1. 景観計画区域における大規模行為の届出

#### (1) 届出対象行為

行為		規模
建築物(※1)の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ13mを超えるもの</li> <li>・建築面積240㎡を超えるもの</li> </ul>
工作物(※2)の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ20m(工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さ)を超えるもの</li> <li>・工作物の敷地面積が240㎡を超えるもの</li> </ul>
	上記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ13m(工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さ)を超えるもの</li> <li>・工作物の敷地面積が240㎡を超えるもの</li> </ul>
柵及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ2mを超え、かつ、長さ50mを超えるもの</li> </ul>
鉱物の掘採及び土石の採取		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の外観の変更に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>・高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの</li> </ul>
土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立てを含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の外観の変更に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>・高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの</li> </ul>

※1 建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物(塀を除く)をいう。

※2 工作物とは、次に掲げるものとする。

- ・柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- ・記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- ・煙突
- ・高架水槽
- ・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次号に該当するものを除く。)
- ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類

する製造施設

- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- ・自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- ・汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・広告塔又は広告板
- ・太陽光発電施設

(注) 届出の適用除外行為については、南小国町景観条例、同施行規則、景観法及び景観法施行令に規定されています。

## (2) 景観形成基準

行為	事項		基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
緑化		・柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化		・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。

## 2. 特定施設届出地区

### (1) 届出対象行為

行為	規模
特定施設(※)及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積10㎡を超える建築物</li> <li>・高さ1.5mを超える柵、塀、擁壁</li> <li>・高さ5mを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等</li> <li>・表示面積が1㎡を超える広告物(ただし熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く)</li> </ul>

※ 特定施設及び附帯施設とは、次に掲げるものとする。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設
- ・危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)
- ・広告塔及び広告板
- ・飲食店業を営むための施設
- ・物品販売業又は物品貸付業を営むための施設(当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)
- ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設
- ・カラオケボックス
- ・屋上広告

(注) 届出の適用除外行為については、上記の他、南小国町景観条例、同施行規則、景観法及び景観法施行令に規定されています。

### (2) 景観形成基準

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。</li> <li>・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。</li> <li>・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</li> <li>・広告塔、広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</li> <li>・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> </ul>
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。</li> <li>・色彩、素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</li> <li>・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。</li> <li>・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</li> <li>・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。</li> </ul>
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。</li> <li>・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</li> <li>・建築物、工作物等の周りには、修景緑化に努める。</li> <li>・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。</li> <li>・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</li> <li>・敷地の周囲、柵、塀、擁壁の前面の緑化に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</li> <li>・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。</li> <li>・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</li> </ul>

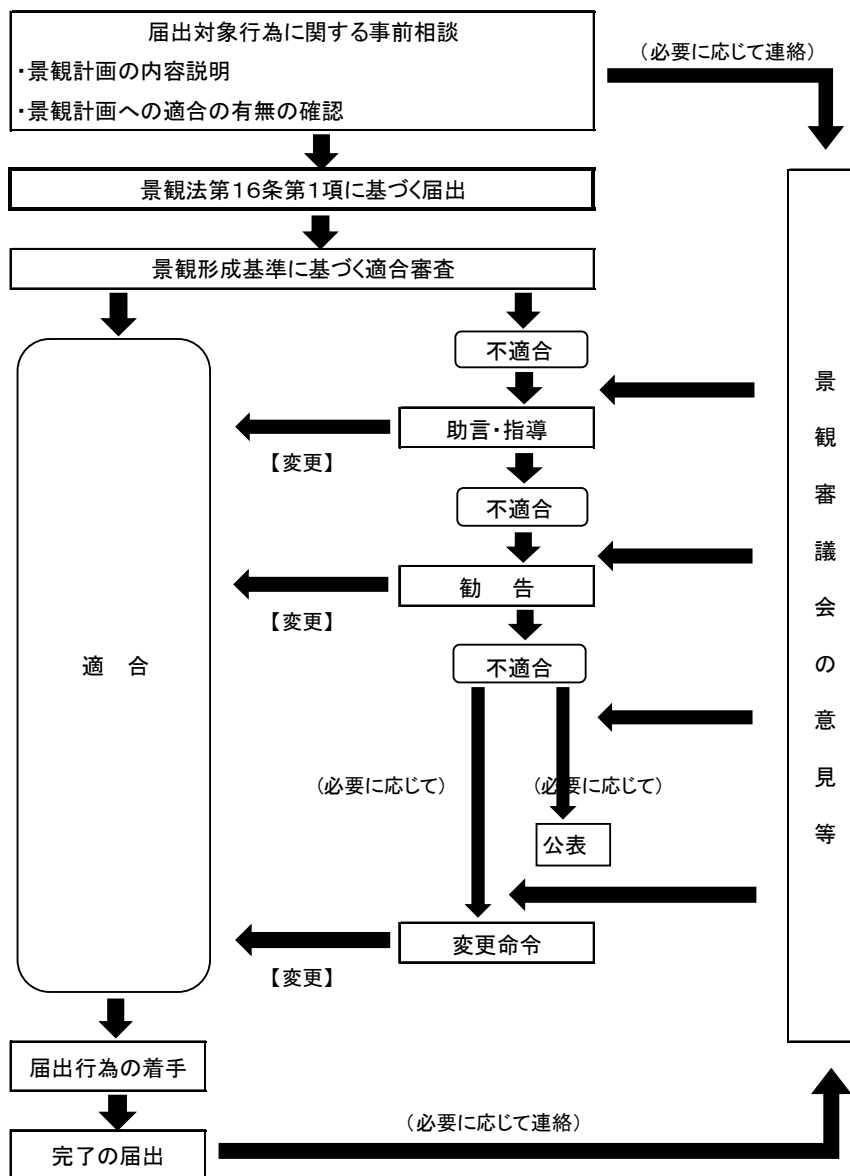
### 3. 景観形成地域

届出対象行為及び景観形成基準については別紙1に定めるところによる。

4. 届出の手続き

届出対象行為は、以下の図に示す手続きが必要となる。

景観条例及び景観条例施行規則に基づく届出のフロー図



※変更命令関しては、現状回復の命令を行う場合があります。

## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

### 1. 景観重要建造物の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要と認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定する。

### 2. 景観重要樹木指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定する。

## 第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

南小国町には野焼きや放牧によって管理されてきた草原や、永きにわたる耕作によって生み出された山間の田園風景など、人々の生業や営農の末に維持されてきた景観を多く有している。

特に良好な農山村景観の保全・創出が必要な地域については、景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、必要な事項について定めるものとする。

## 別紙 1

### 北外輪山周辺景観形成地域（南小国町エリア）の景観形成に関する基本計画

#### 1 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

##### (1) 北外輪山周辺地域の草原景観の現状

① 阿蘇地域を代表する草原景観を有している。

◆ 北外輪山周辺（南小国町、阿蘇市及び産山村）に共通した草原景観

阿蘇地域は雄大なカルデラ地形を有しており、中でもこれらに広がる広大な草原景観は「採草」「野焼き」「放牧」によって維持されてきた阿蘇地域を代表する景観である。特に北外輪山周辺地域は、南小国町、阿蘇市及び産山村との連続性をもつ草原景観が形成されており、阿蘇を訪れる人々にとって極めて印象深いものとなっている。

◆ 南小国町としての草原景観

当地域の中心部にある「押戸石の丘」からは、ほとんど人工物が目に入らない、360度の草原と山林、山々などの自然景観が広がっており、阿蘇地域の大草原を一望できる景観となっている。

② 広大な草原景観の保全を図る必要がある。

◆ 北外輪山周辺（南小国町、阿蘇市及び産山村）に共通した草原景観の保全

当地域は広大な草原景観を有しているが、その草原維持に必要な「野焼き」、「輪地切り」等の担い手の不足や高齢化により、現状の維持が困難になっている。そのため、「野焼き」が行われない草原は、今後、森林化することが懸念されている。草原の維持が困難になっている現状を踏まえ、阿蘇らしい草原景観の保全が求められている。

◆ 南小国町としての草原景観の保全

当地域の草原は他の多くの阿蘇地域の草原と異なり、自然公園法に基づく指定がなされていない。そのため、自然公園としての景観形成は行われず、同法による支援もないため、他の地域よりもより一層草原の維持が困難になることが懸念されている。

##### (2) 景観形成に当たっての基本的な方向性

広大な草原や地域特性と調和した、統一感のある景観の形成を図るため、次のことを景観形成に当たっての基本的な方向性とする。

◆ 北外輪山周辺（南小国町、阿蘇市及び産山村）に共通した景観形成の方向性

① 広大な草原景観との調和

当地域の広大な草原景観は、北外輪山周辺地域の景観を構成する大切な要素となっていることから、広大な草原景観と調和した景観の形成を図る。

② 主要幹線道路からの眺望を考慮した景観の形成

当地域には、国道212号、ミルクロード、やまなみハイウェイ等の主要幹線道路沿線から広大な草原景観を望むのに適した場所が多く存在している。このため、主要幹線道路からの草原景観を保全するため、その眺望に配慮した景観形成を図る。

◆ 南小国町としての景観形成の方向性

「押戸石の丘」からの眺望を考慮した景観の形成

当地域の中心部にある「押戸石の丘」から360度に見渡すことのできる草原、山林、山々などの景観を保全するために、その眺望に配慮した景観形成を図る。



(3) 景観形成を図るうえでの基本方針

◆ 北外輪山周辺（南小国町、阿蘇市及び産山村）に共通した景観形成の基本方針

当地域にひろがる広大な草原は、地域住民の放牧採草地の場であると同時に、春から夏にかけて緑豊かな背景を構成する重要な地域となっている。

このため、地域の農畜産業の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図るものとする。

具体的なイメージとしては、「主要幹線道路沿線から眺望した場合において、雄大な草原の広がりを感じられるような地域。杉、ヒノキ、クヌギなどの用材となる樹木が少なく、物件の堆積はできる限り小規模なものとする。雄大な草原の広がりを感じられるような地域」を目指して景観形成を図るものとする。

◆ 南小国町としての景観形成の基本方針

当地域は広大な草原地域であり、当地域の中心部にある「押戸石の丘」からの草原景観は、特に優れた眺望景観となっている。そのため特に「押戸石の丘」からの眺望景観の維持保全を図るため、以下のとおり届出対象行為及び景観形成基準を定め、景観形成を図るものとする。

2 届出対象行為

行為	規模	
建築物等(※)の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去	・床面積の合計が10㎡を超えるもの
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・面積の合計が10㎡を超えるもの
	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	・高さが1.5mを超えるもの
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱	・高さが5mを超えるもの
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	・高さが10mを超えるもの

	観覧車その他これに類する遊戯施設、アスファルトプラントその他これに類する製造施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設、太陽光発電施設	・高さが5 mを超え、又は築造面積が10 m <sup>2</sup> を超えるもの
木竹の植林又は伐採	植林	・植林面積が1,000 m <sup>2</sup> を超えて植林するもの
	伐採	・伐採面積が500 m <sup>2</sup> を超えるか、又は高さ10 mを超えて伐採するもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・90日を超えて、高さ1.5 mを超えるか、又は水平投影面積が100 m <sup>2</sup> を超えて堆積するもの（但し、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5 mを超えて堆積するもの）（外部から見通すことのできない場所における物件の堆積は除く）
鉱物の掘採又は土石の採取		・面積が500 m <sup>2</sup> を超えるか、又は高さ1.5 mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立てを含む）		・面積が500 m <sup>2</sup> を超えるか、又は高さ1.5 mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（但し、住宅の造成、土地の開墾、水面の埋立て以外で農林漁業を営むために行う行為は除く）
屋外における自動販売装置の設置		・すべてを対象
広告物の設置又は外観の変更		・表示面積が1 m <sup>2</sup> を超えるもの（但し、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く）

※ 建築物等とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物（塀を除く）及び規則で定める工作物をいう。

（注）届出の適用除外行為については、上記の他、南小国町景観条例、同施行規則、景観法及び景観法施行令に規定されている。

### 3 景観形成基準

行為	事項	基準	
建築物等の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退し、草原景観を望める位置への設置を避け、眺望に配慮すること。</li> <li>・押戸石の丘からは極力視界に入らない位置とすること。</li> </ul>	
	外観	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる草原景観との調和に配慮するよう努めること。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色彩は、草原と調和した落ち着いたものとし、季節の変化に伴う草原の色彩の変化にも調和するよう配慮すること。</li> <li>・敷地内における建築物等は色調を統一するとともに、多色の利用を避けること。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草原景観と調和するような材料を使用すること</li> </ul>	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は極力緑化に努めること。</li> <li>・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>	
木竹の植林又は伐採	植林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路から草原景観を望める位置での植林は避け、眺望に配慮すること</li> <li>・植林については草原の維持管理に支障を来たさない場所と規模の設定に努めること。</li> <li>・植林の樹種は阿蘇地域の生物多様性を妨げないように配慮すること</li> </ul>	
	伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採後はその箇所を草原にするよう努めること。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退し、主要道路から草原景観を望める位置への設置を避け、眺望に配慮すること。</li> </ul>	
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の堆積を行う場所の周囲については緑化等による道路等からの遮へいに配慮すること。緑化による遮へいを行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定すること。</li> <li>・囲い等により遮へいを行う場合には、遮へい物の色彩及び材料について、草原景観との調和に配慮すること。</li> </ul>	

鉦物の掘採又は土石の採取	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉦物の掘採又は土石の採取を行う場所の周囲については緑化等による道路等からの遮へいに配慮すること。緑化による遮へいを行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定すること。</li> <li>・囲い等により遮へいを行う場合には、遮へい物の色彩及び材料について、草原景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	法面又は擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘採後の法面等の事後処理については、草原景観との調和に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>
土地の区画形質の変更	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の区画形質の変更を行う場所の周囲については緑化等による道路等からの遮へいに配慮すること。緑化による遮へいを行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定すること。</li> <li>・囲い等により遮へいを行う場合には、遮へい物の色彩及び材料について、草原景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	法面又は擁壁の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草原景観と調和した形態、材料とし、緑化に努めること。</li> </ul>
屋外における自動販売装置の設置	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路からできる限り後退し、草原地域については草原景観を望める位置への設置を避け、眺望に配慮すること。</li> </ul>
	外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠や色彩等については地域の基調となる景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
広告物の設置又は外観の変更	位置及び外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置は道路からできる限り後退し、意匠、形態、規模、材料、色彩等については地域の基調となる景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の掲出数を極力抑え、簡易広告物等はできるだけ掲出しないように努めること。</li> </ul>